

鶴戸小中学校 いじめ防止基本方針

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上における喫緊の課題となっている。さらに、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、改めてすべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に公布され、「宮崎県いじめ防止基本方針」が平成26年2月に策定、平成29年7月に改定されたことを受け、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針「学校いじめ防止基本方針」を定めるものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条)

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことはいじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ不登校対策委員会」等を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾、スポーツ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害対象を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ不登校対策委員会へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれや集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれている。
これらについて、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中して行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) 国立教育政策研究所による、いじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解をえている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人はかけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止

- ① いじめは、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ② 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善及び適切な対処力の育成に努める。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりに努める。
- ⑤ いじめの問題への取組の重要性について、地域・家庭へ周知を図り、協力体制を整える。

(2) いじめの早期発見

児童生徒の些細な変化に気づき、早い段階から的確に関わり、積極的にいじめを認知することが必要である。その一助として、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。また、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあると確認された場合、いじめを受けた児童生徒、いじめを知らせてきた児童生徒、いじめたとされる児童生徒、それぞれに適切で組織的な対応を行う。また、家庭や日南市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を行う。

(4) 地域や家庭との連携

より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

- ① 日南市教育委員会や日南教育支援センターと学校との情報共有体制を構築しておく。
- ② 関係機関との教育相談を、児童生徒に適切に周知し、その希望の有無を学校生活に関するアンケートや教育相談に関するアンケートを通じて行う。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施する取組

教職員は、学校長のリーダーシップのもと、いじめの防止等のための取組を理解し、確実に遂行できるように努める。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ① 日南市のいじめ防止基本方針をもとに、学校としてどのようにいじめの防止等のための取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を学校いじめ基本方針として定める。
- ② いじめの防止等のための取組とは、次のようなものである。
 - いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組
 - 早期発見・事案対処のマニュアルの実行
 - ※ 早期発見 … 別紙2、3参照
 - ※ 事案対処のマニュアル … 学校経営案-IV安全管理-1危険管理体制-(1)いじめ対応アクション
 - 定期的・必要に応じたアンケート
 - 個人面談・保護者面談の実施
 - 校内研修の実施 等
- ③ 学校いじめ基本方針に基づく対応が徹底されることにより、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応になる。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置する。
- ② いじめ不登校対策委員会は、学校の管理職、生徒指導主事、学級担任、養護教諭を中心として全職員で構成する。
- ③ いじめ不登校対策委員会の活動
 - 気になる児童生徒に関する情報の整理・分析・共有
 - いじめが疑われる情報等の事実確認・対応方針の決定
 - 要配慮児童生徒への支援方針の決定
 - 学校いじめ基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成
 - いじめの防止等に係る校内研修の企画・立案
 - 学校いじめ基本方針が適切に機能しているかの点検及び見直し

(3) 児童生徒が主体となったいじめの防止等の取組の推進

児童生徒会活動の一環として、いじめや命の大切さについて考える活動（集会）や児童生徒同士で悩みを聞き合える雰囲気づくりなど、いじめの防止等における取組を推進する。

(4) いじめの防止等に関する措置 ※ 別紙1参照

- ① いじめの防止
 - ア 児童生徒が主体となる活動
 - (ア) 互いを認め合える人間関係・学校風土づくりのため、児童生徒が主体となって行う活動の機会を通じて設定する。
 - 異学年交流会の実施
 - 学級活動における話し合い活動の実施
 - 縦割り清掃活動の実施
 - ボランティア活動の推進
 - 朝のあいさつ運動の推進
 - (イ) 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
 - イ 教職員が主体となる活動
 - (ア) 児童生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。
 - 児童生徒一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
 - 職員相互の授業研究会の実施
 - (イ) 日常的に児童生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、児童生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。
 - 教育相談週間の設定（小学部：毎月、中学部：每学期）
 - (ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。
 - 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の実施
 - 外部講師による講演会（スマートフォン、携帯電話の扱い方など）の実施
 - (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
 - P T A総会での学校の方針説明
 - 学校公開（オープンスクール）の実施

- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- 保護者を対象とした研修会の開催
- ② いじめの早期発見
 - ア いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒が発する具体的なサインを、教職員及び保護者で共有する。
 - 児童生徒が発する具体的なサインの作成と共有 ※ 別紙2、3参照
 - イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - 学校独自のアンケートの実施 ○ 県下一斉のアンケートの実施
 - ウ 教育相談やアンケート等を通して得られた情報は、いじめ不登校対策委員会等にて教職員間での共有を図る。
 - いじめ不登校対策委員会等での情報の共有 ○ 進級時の情報の確実な引き継ぎ
 - 過去のいじめ事例の整理・蓄積
- ③ いじめに対する措置 ※ 別紙4参照
 - ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
 - いじめられている児童生徒や通報した児童生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
 - いじめの事実について生徒指導主事(いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員)及び管理職に速やかに通報する。
 - イ 情報の共有
 - アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。
 - ウ 事実関係についての調査
 - 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
 - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が市教育委員会へ直ちに報告する。
 - 児童生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
 - 必要な場合には、児童生徒へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
 - エ 解決に向けた指導及び支援
 - 専門的な支援などが必要な場合には、市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
 - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
 - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定する。
 - 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。
 - いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。
 - 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童生徒とその保護者への支援

【いじめられた児童生徒への支援】

いじめられた児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・ 安全・安心を確保する。 ・ 心のケアを図る。 ・ 今後の対策について、共に考える。
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます。 ・ 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・ じっくりと話を聞く。 ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

いじめた児童生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・ いじめの事実を確認する。
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・ いじめられた児童生徒の苦痛に気付かせる。
- ・ 今後の生き方を考えさせる。
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・ いじめた児童生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。**いじめが起きた集団への働きかけ**被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。
- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童生徒の育成に努める。
- ・ 自分の問題として捉えさせる。
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、被害・加害児童生徒及び保護者間の関係緩和、いじめの再発防止に努める。

キ その他

- いじめに対する措置については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心掛け、説明責任を負う。

(5) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

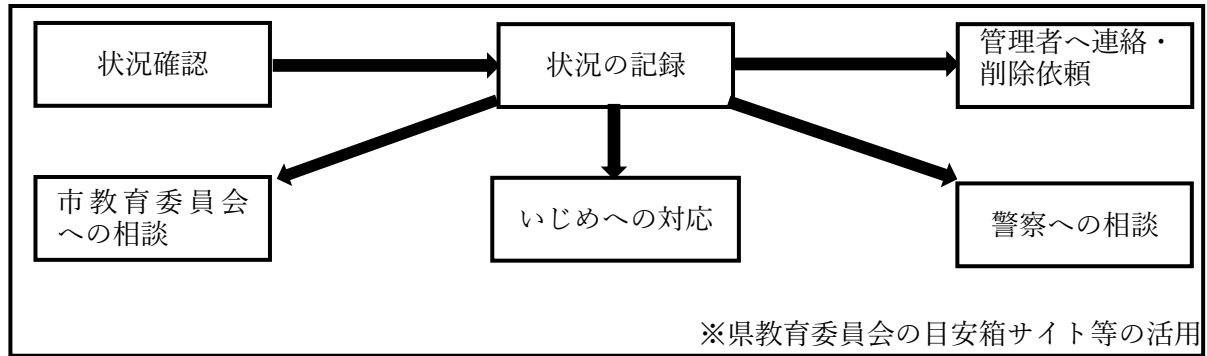
② ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。（家庭内ルールの作成など）
- 教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

③ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。

- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



(6) いじめが「解消している」状態について

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的影響を与える行為が止んでいる状態が3ヶ月継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等により、さらに長期の期間を要すると判断された場合は、いじめ不登校対策委員会等の判断で、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階でいじめに係る行為が止んでいることの判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

①の「いじめに係る行為が止んでいること」を判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者との面談等により確認する。学校としては、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会としては、いじめが解消に至るまで、被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、いじめ不登校対策委員会等においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の教職員のみでなく、組織的に判断する仕組みづくりを行うようにする。

(7) その他の留意事項

① 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

② 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していく。

③ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

④ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

※ 資料、チェックポイント等 → 宮崎県生徒指導資料

- ⑤ 地域や家庭との連携について
より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや民生委員、地域との連携や学校運営評議会で、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。
- ⑥ 関係機関との連携について
いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。
 - ア 教育委員会との連携
 - ・ 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・ 関係機関との調整
 - イ 警察との連携
 - ・ 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - ・ 犯罪等の違法行為がある場合
 - ウ 福祉関係との連携
 - ・ スクールソーシャルワーカーの活用（市教育委員会及への依頼）
 - ・ 家庭の養育に関する指導・助言
 - ・ 家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - エ 医療機関との連携
 - ・ 精神保健に関する相談
 - ・ 精神症状についての治療、指導・助言

2 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、**重大事態として直ちに、校長が日南市教育委員会に報告するとともに、日南市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（日南市いじめ問題対策委員会）と協力することとする。**
 - ① 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 高額の金品を奪い取られた場合など
 - ② 児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
 - ③ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合
 - **申立ての時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たる。**
 - 児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、**学校は調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。**
- (2) 重大事態調査において学校が主体となる場合、「いじめ不登校対策委員会」等を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。
- (3) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、学校のいじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。
また、学校いじめ防止基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針について、Webページ上で公表する。